

平成 28 年 11 月 11 日

社会保障審議会障害者部会
委員各位

全国就労移行支援事業所連絡協議会
会長 石原康則

平成 30 年度に向けた障害福祉計画に係る基本方針に対する意見

平成 30 年度から 32 年度に向けた現行計画の見直しに際し、以下の点を要望します。

• 全般的な課題

地域生活移行者の増加と一般就労者の増加は共生社会実現のための重要な成果目標です。平成 30 年度は精神障害者が法定雇用率算定基礎に入り、それに伴い法定雇用率も引き上げられます。企業への就職者は多くなると考えられ、就職後の支援が重要になる中で平成 30 年度には就労定着に係わるサービスが創設されます。こうした流れの中で、福祉施設から一般就労への移行だけでなく、職場定着を成果目標・活動指標とすることは極めて重要です。また、この度、障害福祉計画の実効性を確保する施策が提案された事も重要です。実効性が担保されなければ、目標・指標の意味が失われてしまいます。是非、目標・指標がしっかり機能する施策の実施をお願いします。

一方、第 3 期障害福祉計画の実績や平成 27 年度の実績を見ると、サービス見込量と実績の間に大幅な乖離がある活動指標が散見されます。特に、労働施策の実績値は見込量の約 23%～55%と低迷している一方、就労継続支援事業 A 型利用者数の実績値は見込量の約 1.6 倍（平成 26 年度）と超過しています。PDCA サイクルの中で、このようなアンバランスさを是正し、予算配分・制度運用の評価と見直しを行いながら、適正な見込量と見込量を達成するための施策を展開する必要があると考えます。

• 福祉施設から一般就労への移行等に係わる成果目標・活動指標について

① 第 4 期の成果目標の継続

福祉施設利用者が企業に就職し、働き続ける事は、地域共生社会の実現の根幹をなす目標の一つです。この目標に向け、「福祉施設利用者の一般就労への移行者数」ならびに「就労移行支援事業の利用者数」は必須の成果目標であり、今後も継続して指標とすべきです。

また、就労移行支援事業の質を向上させるためにも、第 4 期から導入された「就労移行支援事業の就労移行率」の成果目標も継続すべきです。

② 就労定着に係わる成果目標

平成 30 年度に創設される就労定着に係わるサービスについては、その具体的サービス内容がまだ確定していませんが、一般就労後の職場定着の重要性は周知されています。

しかし、就労後 6 カ月～1 年での離職は、定着支援の問題というよりも、送り出す際のジョブマッチングの問題が多い事から、短期間の成果目標は就労定着という点で意味がありません。厚生労働省による新規学卒者の離職率に関する調査を見ても就労後 3 年が一つの指標となっており、平成 25 年 3 月卒業

者の場合、中学卒で 63.7%、高校卒で 40.9%、大学卒で 31.9%が 3 年以内に離職しています。現在、就労移行支援事業の就労定着支援体制加算において一般就労後 3 年まで評価されており、特定求職者雇用開発助成金の期間も鑑みれば、成果目標として 3 年経過時点での就労定着率を指標とする事が妥当だと考えられます。

ただ、精神障害や発達障害のある方など、障害種別によっては、就労後 2～3 年で離職割合が増えることが多く、また、離職理由も様々であり、本人のライフキャリアの選択という点で離職そのものをポジティブに捉えられる場合もあります。根拠となるデータがない中で成果目標を設定すれば、数字が独り歩きしかねません。より実効性のある成果目標とするためには、第 5 期の段階では成果目標を設定せず、現行の就労定着支援体制加算の取得状況、ならびに就労定着に係わる新サービスの実施状況を踏まえた上で設定する方が良いと考えます。

③ 労働施策の活動指標

- 公共職業安定所におけるチーム支援による福祉施設利用者の支援件数
- 障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数
- 障害者トライアル雇用事業の開始者数
- 職場適応援助者による支援対象者数
- 障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数

上記すべての指標が、利用者と企業双方にとって有効であり、第 5 期障害福祉計画においても活動指標として残すべきですが、実態としてその実績値は見込値を大幅に下回っています。手続きの簡略化、助成金や委託費の見直しについて現場では声が挙がっており、実績が上がらない理由を分析し、運用面の改善を図る必要があります。

④ 就労継続支援事業 A 型の利用者数

労働施策の指標とは逆に、就労継続支援事業 A 型の利用量・利用者数の指標は見込値を大幅に上回る実績値を示しています。しかし、以前より、労働時間が極めて短い・短時間で浮いた自立支援給付費を利用者の賃金に充当するといったサービスの実態が疑問視されており、これまで報酬の適正化が行われ、通達が発出されています。

就労継続支援 A 型事業所が増加する事により、一般就労可能な方が、企業ではなく就労継続支援 A 型事業所を利用するという事態も懸念されます。就労継続支援 A 型の利用量・利用者数を今後も活動指標として設定するのであれば、例えば、特定障害福祉サービスに指定し、地域の中での適正な事業所数を推計した上で事業所数を抑制すること、さらには事業の適正化を促す観点から、障害福祉サービスである事を踏まえ、特定求職者雇用開発助成金の対象から外すことの検討も必要ではないかと考えます。

また、一般就労可能な方の見極めという点で、現在、就労継続支援事業 B 型利用に際して行われている就労アセスメントを就労継続支援事業 A 型利用に際しても行うといった施策も検討すべきだと考えます。